

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和4（2022）年9月1日（木）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時45分

場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者（選挙管理委員会委員）

| | | | |
|-------|------|----|------|
| 委員長 | 鈴木文生 | 委員 | 鈴木武久 |
| 職務代理者 | 深谷重穂 | 委員 | 三井哲 |

（書記）

| | | | |
|------------|-------|-------------|------|
| 総務部部长（書記長） | 深谷正浩 | 総務課副主幹（書記） | 林航平 |
| 総務部次長（書記） | 小野田浩司 | 総務課主任主査（書記） | 窪田大輔 |
| 総務部副参事（書記） | 服部誠 | 総務課主事（書記） | 倉内菜穂 |

公開の状況 公開（議題(1)については非公開）

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙管理委員会委員長の選挙について

(2) 選挙人名簿定時登録（令和4（2022）年9月）について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数（9月定時登録）

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

3 その他

議題

| 名前 | 内容 |
|--------|--|
| 小野田書記 | <p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>なお、当委員会の委員長であります青木委員長が、本年7月に亡くなられました。御冥福を祈りまして、1分間の黙祷を行いたいと思います。</p> <p>それでは御起立ください。 黙祷。</p> |
| 小野田書記 | <p>ありがとうございました。御着席ください。</p> <p>当委員会の委員が欠員となったため、令和4年8月1日付で補充員の優先順位1位であった鈴木文生委員に新たに当委員会の委員をお願いさせていただきました。よろしく願いいたします。</p> |
| 小野田書記 | <p>議事の進行につきましては、委員長不在のため、職務代理の深谷委員の取りまわしにより進行をしていただきますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 深谷職務代理 | <p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>(1) 選挙管理委員会委員長の選挙について、書記より説明をお願いします。</p> |
| 窪田書記 | <p>それでは、議題につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>資料の1ページを御覧ください。先ほど冒頭でもご説明させていただきましたが、本年7月に、委員長であります青木委員長が亡くなられ、委員会に欠員が発生したため、地方自治法第182条第3項の規定により、補充員の中からあらかじめ議会で決められた順番により補欠することとなっております。</p> <p>そのため、補充員順位1位であります鈴木文生委員を補欠することとなりましたのでよろしく願いいたします。また、任期につきましては、他の皆様同様、令和6年12月25日までとなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、委員長が欠員となったため、資料3ページの、地方自治法第187条第1項により委員の中から委員長を選挙することになっております。また、第3項において、委員長に事故があるとき等のため、委員長の指定により、その職務を代理する委員を決めることとなりますが、現在の深谷職務代理は前委員長の指定となるため、一度その任</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>を辞任いただき、新たな委員長を決定後、改めて職務代理を決めていただきたいと思います。</p> <p>委員長の選挙ですが、資料5ページの、みよし市選挙管理委員会規程第2条において、無記名投票によって、最多数を得た者とする事もできますが、委員中に異議がない場合、指名推薦の方法を用いることもできます。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p> |
| 深谷職務代理 | <p>ただ今、書記から説明がありました。委員長の選挙にあたり、職務代理の任を辞任させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p> |
| 小野田書記 | <p>深谷委員ありがとうございました。それでは、委員長の選任に入りたいと思います。委員長の選任については、先ほどご説明したとおり、選挙によることとされていますが、皆様のご異議がございましたら、指名推薦の方法により候補者を協議いただき、委員全員の同意により決定することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p><異議なしの声></p> |
| 小野田書記 | <p>それでは、委員長の選任につきまして、協議をお願いします。</p> |
| 深谷委員 | <p>鈴木文生委員を推薦します。</p> |
| 鈴木文生委員 | <p>私は選挙管理委員会委員を務め始めたところなので、私よりも経験されている他の方が良いのではないですか。職務代理である深谷委員はいかがですか。</p> |
| 深谷委員 | <p>私よりも、選挙事務などに詳しくいらっしゃると思いますので、やはり鈴木文生委員を推薦します。</p> |
| 鈴木文生委員 | <p>委員のみなさんがよいのであればお受けします。</p> |
| 小野田書記 | <p>委員長候補に鈴木文生委員が選出されましたが、いかがでしょうか。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p><全員一致で鈴木文生委員を委員長に決定></p> |
| 小野田書記 | <p>次に、職務代理者の選出ですが、地方自治法第187条第3項により委員長が指定すると規定されていますので、委員長から指名をお願いします。</p> |
| 鈴木委員長 | <p>職務代理者は、深谷委員をお願いします。</p> |
| 小野田書記 | <p>委員長指名により、深谷委員が職務代理者と決定いたしました。 それでは、鈴木委員長は、委員長席に移動をお願いします。残りの議題に入る前に、先ほど選出されました、鈴木委員長から御挨拶をいただきたいと思います。</p> |
| | <p><委員長挨拶></p> |
| 小野田書記 | <p>ありがとうございました。それでは、残りの議題は委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくをお願いします。</p> |
| 鈴木委員長 | <p>それでは、(2) 選挙人名簿定時登録（令和4年9月）について、書記より説明をお願いします。</p> |
| 倉内書記 | <p>議題2 選挙人名簿定時登録（令和4年9月）について事務局より説明いたします。8ページを御覧ください。こちらは令和4年9月定時登録における資格要件になります。1 定時登録の基準日及び登録日は、令和4年9月1日（木）、本日となります。2 登録要件は、(1)、(2) となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の(1) 国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、令和4年9月2日において、年齢満18年以上の者になります。(2) 住所要件としては、ア 令和4年6月1日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ 3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和4年5月1日から令和4年8月31日までに転出した者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>3 抹消者については、(1) から (3) までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。(1) は、令和4年</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>倉内書記</p> | <p>4月30日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。(2)は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。(3)は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>4 その他「転出者」で表示される者とは、令和4年5月1日以降の転出者であり、先程の2登録要件の(2)住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが、転出後4か月以内の者となります。</p> <p>続きまして9ページを御覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和4年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,902人、女23,710人であり、合計48,612人となります。以下、10ページは投票区ごとの内訳表、11ページは前回と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表、12ページは世代ごとの内訳表及び増減表となっております。</p> <p>続きまして、13ページを御覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男21人、女15人、合計36人となります。14ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。</p> <p>続きまして、15ページを御覧ください。こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、その数は973となります。算出方法は、記載の計算式のとおりとなります。次のページを御覧ください。こちらは同じく地方自治法で規定されている「議会の解散請求」「議員の解職請求」「市長の解職請求」「副市長をはじめとする主要公務員の解職請求」「教育委員会の委員の解職請求」に必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、その数は、16,204人となります。こちらにつきましても、算出方法は記載の計算式のとおりとなります。以上が事務局からの説明となります。</p> |
| <p>鈴木委員長</p> | <p>ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。</p> <p>それでは、御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題2 選挙人名簿定時登録(令和4年9月)について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無しの声></p> |

| | |
|-------|---|
| 鈴木委員長 | <p>御異議ないようですので、議題2 選挙人名簿定時登録（令和4年9月）については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、3 その他について、書記より説明をお願いします。</p> |
| 倉内書記 | <p>次第3その他について、説明させていただきます。今後ですが、明るい選挙啓発ポスターの審査会を9月21日（水）午後3時より、明るい選挙推進協議会の皆様との合同会議で行います。場所は市役所3階の研修室になりますので、よろしくお願いします。</p> |
| 鈴木委員長 | <p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、御質問等他になければ、本日の選挙管理委員会を終了します。次回は書記の説明のとおり、9月21日の明るい選挙啓発ポスター審査会となりますので、よろしくお願いします。本日はお疲れ様でした。</p> |